平成二十八年度における高齢者の医療の確保に関する法律による前期高齢者交付金及び前期高齢者納付金の額の算定に係る率及び割合を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年三月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第九十七号

平成二十八年度における高齢者の医療の確保に関する法律による前期高齢者交付金及び前期高齢者納付金の額の算定に係る率及び割合を定める政令

内閣は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第三十四条第二項第二号及び第四項並びに第三十八条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

（調整対象給付費見込額に係る率）

第一条　平成二十八年度における高齢者の医療の確保に関する法律（以下「法」という。）第三十四条第二項第二号の政令で定める率は、百分の百四十三とする。

（前期高齢者加入率の下限割合）

第二条　平成二十八年度における法第三十四条第四項の政令で定める割合は、百分の一とする。

（負担調整基準率）

第三条　平成二十八年度における法第三十八条第四項の政令で定める率は、百分の五十二とする。

附　則

この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

厚生労働大臣　塩崎　恭久
内閣総理大臣　安倍　晋三

旅館業法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年三月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第九十八号

旅館業法施行令の一部を改正する政令

内閣は、旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第三条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

旅館業法施行令（昭和三十二年政令第百五十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第三項第一号中「三十三平方メートル」の下に「（法第三条第一項の許可の申請に当たつて宿泊者の数を十人未満とする場合には、三・三平方メートルに当該宿泊者の数を乗じて得た面積）」を加える。

附　則

この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

厚生労働大臣　塩崎　恭久
内閣総理大臣　安倍　晋三

府　令

○内閣府令第十八号

銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）及び関係法律の規定に基づき、銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十八年三月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令

（銀行法施行規則の一部改正）

第一条　銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）の一部を次のように改正する。

別紙様式第一号第1の6〔国際統一基準に係る単体自己資本比率〕の表記載上の注意の次に次のように加える。

〔資本バッファー比率のうちカウンター・シクリカル・バッファー比率〕

ポーランドの所在国・地域	当中間期末					前期末				
	カウンター・シクリカル・バッファーの水準の計算に用いた各国・地域の信用リスク・アセットの額の合計額（百万円）	各国・地域の金融当局が定める比率（%）	適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率（%）	適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率（%）（経過措置ベース）	カウンター・シクリカル・バッファーの水準の計算に用いた各国・地域の信用リスク・アセットの額の合計額（百万円）	各国・地域の金融当局が定める比率（%）	適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率（%）	適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率（%）（経過措置ベース）
アルゼンチン								
オーストラリア								
ベルギー								
ブラジル								
カナダ								
中国								
フランス								
ドイツ								
香港								
インド								
インドネシア								
イタリア								